

生駒市条例第15号

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第1条 生駒市国民健康保険税条例（平成12年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「22万円」を「24万円」に改める。

第2条 生駒市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による改正後の生駒市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。